

令和6年度
沖縄市学習支援事業

公募型プロポーザル実施要領

沖縄市

健康福祉部 保護管理課

令和6年度 沖縄市学習支援事業公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザル方式（公募）実施の目的

この要領に定めるプロポーザル方式は、沖縄市学習支援業務を委託するに当たり、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の受注者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

沖縄市学習支援業務

(2) 業務の目的

本事業は沖縄市内の被保護世帯並びに準要保護世帯の子ども及びその保護者を対象に、高校進学に向けた学習支援や養育支援など包括的な支援を実施し、基礎学力及び学習意欲の向上、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

沖縄市学習支援業務 概要仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日 から 令和7年3月31日 まで

(5) 予算規模

予算額 69,145,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

ア 予算の上限額であり、契約金額と同額ではない。

イ 対象人数 170 人分の授業料総額及びその他の必要経費（入塾料、教材代、模試代等）。なお、上限の内訳は下記の通りとする。

(ア) 中学1・2年生（生活保護世帯）

上限額 306,130 円×定員数 20 名

(イ) 中学3年生（準要保護世帯・生活保護世帯）

上限額 420,145 円×定員数 150 名

ウ 提案の際は1事業者につき35名を基準として見積を行うものとする。その内訳は中学1・2年生5名、中学3年生30名とする。

- エ ウの提案と併せて事業者において受入が可能な最大人数においても参考見積書を作成するものとする。なお、最大人数で見積りを行う際は、中学1・2年生の受入を優先し、定員を設定すること。
- オ 契約の際は契約を行う選定事業者の数によって定員を按分し、対象人数を確定するため、提案とは違う定員での契約になることに留意すること。
(選定事業者が多ければ、35名よりも少ない定員になる可能性がある)
- カ プロポーザル選定結果に基づき、市は選定事業者と協議し、企画提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、予算額を上限として契約を締結するものとする。
- キ 本事業に係る令和6年度当初予算が可決成立するまでは契約限度額が確定されない。なお、予算内容に変更が生じたことで、公募プロポーザル参加者又は予定候補者において損害が生じた場合であっても、市ではその損害について一切負担しない。

(6) 契約方法及び支払条件

- ア 契約方法：概算契約
- イ 前金払：無し
- ウ 支払方法：概算払（月別）（※予定のため変更の可能性有）
検査の結果、委託業務の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、経費仕様明細書に基づいて委託費の額を当初契約金額の範囲内で確定するものとする。

3 本プロポーザルの実施スケジュール

実施内容	実施期間
参加申込書及び企画提案書の受付期間	令和6年1月24日～令和6年2月9日
質問受付期間	令和6年1月24日～令和6年2月2日
審査（プレゼンテーション）	令和6年2月15日予定
審査結果の通知	令和6年4月1日予定
契約締結	令和6年4月上旬予定

4 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、市内に本社もしくは主たる事業所を置く法人（開設して3ヶ月以上経過しているもの）、または県内に本社を置く法人で、令和6年1月1日時点において、本市内に学習教室を設置している者。なお、共同体を構成して申請する場合は、構成団体全てが上記の

条件を満たし、またその中から代表団体を定めるものとする。

(1) 単体企業として参加する場合

次のア～エに掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項に規定する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に建設工事等競争入札参加資格の再審査取扱要領（平成 15 年 4 月 21 日制定）により資格の再認定を受けていること。
- ウ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を沖縄市から受けていないこと。
- エ 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。

(2) 共同企業体として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合は、全ての構成員が上記（1）の要件を全て満たしていること。

参加表明書の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書（別紙参照）を参加表明書の提出時に添付するものとする。

5 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出

(1) 参加表明書の作成（※共同企業体の場合は参加企業すべて）

様式等	提出書類	提出部数
様式 - 1	参加申込書	1 部
様式 - 2	会社の概要、経営規模等	8 部
様式 - 3	会社の業務実績	
様式 - 4	業務実施体制	
様式 - 5	管理担当者及び担当者の経歴及び実績	
その他	履歴事項全部証明書	原本 1 部
	財務諸表 ※任意様式（令和 3～4 年度の直近 2 年分）	写 1 部

	滞納のない証明書 「市町村税」「県民税」「法人税」 「消費税および地方消費税」	原本1部
--	---	------

(2) 企画提案書の作成

様式等	提出書類	提出部数
様式 - 6	企画提案書表紙	各8部
様式 - 7	業務の実施方針	
様式 - 8	業務の実施手法	
様式 - 9	独自提案	
任意様式	参考見積書① (35名の定員で算定したもの)	
任意様式	参考見積書② (最大人数の定員で算定したもの)	
その他	参考資料 (提案企業パンフレット等)	

(3) 提出について

ア 提出期間

令和6年1月24日(水)～令和6年2月9日(金)12時厳守

イ 提出先

沖縄市健康福祉部保護管理課(「11 担当課」を参照)

ウ 提出方法

持参又は郵送(いずれの方法でも提出期限必着とする。)

郵送の場合は、書留郵便など配達記録が分かる方法による。

※提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮した上で発送手続きを行うこと。

エ その他 追加資料等の提出を求めることがある。

(4) 企画提案書等作成時の注意事項

提出される企画提案書等はA4版とし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

6 本件に関する質問及び回答の方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限るものとし、公募に関係のない質問・意見等については一切受け付けない。なお、質問は1事業者1回限

りとする。

(2) 質問及び回答の方法

ア 様式 様式-10 (質問書)

イ 提出先

沖縄市健康福祉部保護管理課 (「11 担当課」を参照)

ウ 提出方法

持参、郵送、ファックス又は電子メール (いずれの方法でも受付期間内必着とする。電話等、口頭による質問については受け付けない。)

エ 受付期限

令和6年1月24日 (水) から令和6年2月2日 (金) 12:00 厳守

オ 質問の回答

質問に対する回答は、参加表明者全員にメールにて回答とする。

口頭及び電話での質問には原則応じない。(担当課において軽微と判断したものを除く。)

※公募に関係のない質問・意見等については回答を行わない。

7 選定方法

提出書類及びプレゼンテーションに基づき、沖縄市学習支援業務候補者選定委員会 (以下「選定委員会」という) において、適正かつ公平に審査を行う。なお、審査は非公開とする。合計点数が一定の評価基準を満たしている企画提案書の提出者を契約候補者として決定する。なお、予算規模を超えて多数の契約候補者があった場合、評価点が上位の者から優先して契約を行うものとする。

(1) プレゼンテーション日程について

開催予定日：令和6年2月15日 (木) ※日程が変更になる場合あり

(2) 実施方法

ア 1者ずつの対面によるプレゼンテーションとし、1者の持ち時間は、説明15分、質疑10分の計25分以内とする。なお、持ち時間及びプレゼンテーションの方法 (WEB会議システムの活用等) については、企画提案者が多数いた場合、変更となる可能性があるため、その際はプレゼンテーションの時間割と併せて通知する。

イ 提出された企画提案書等と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等は使用することができるが、新たな資料の配布は禁止とする。ただし、市から提出を求められた資料等については、この限りでない。

- ウ プレゼンテーションの説明者は「様式 - 4 業務実施体制」に記載のある
 予定担当者のみで行い、記載のない担当者は参加を許可しないものとする。
 なお、補助者を含めて1者につき3名までとする。
- エ 各団体のプレゼンテーション実施時間や場所等については、企画提案書の
 提出締切後に別途通知する。
- オ プロジェクター（VGA ケーブル）及びスクリーンについては当課にて準備
 するが、Mac 等を使用するにあたって変換アダプターを要する際は持参す
 ること。

(3) 評価項目

評価項目は、次表に掲げるとおりとする。ただし、選定委員会で評価項目
 を追加等することがある。

ア 一次評価

評価対象	評価の視点
企業能力	
基本事項	経営規模の妥当性（会社設立、資本金等）
業務実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験（同種、関連業務 の実績等） 【本業務と同種の業務】 ① 生活困窮者自立支援法における学習支援に関する業務 【本業務と関連する事業】 ① 学生向け一般学習教室等の事業
実施体制	業務を確実かつ円滑に遂行する体制（人数・機動性・フォロー 体制）が確保されているか。
地理的条件	主たる事務所の所在地
管理担当者能力	
業務実績	当該業務を遂行するために必要な知識・経験（同種、関連する 事業の実績等） 【本業務と同種の業務】 ① 生活困窮者自立支援法における学習支援に関する業務 【本業務と関連する事業】 ① 学生向け一般学習教室等の事業
地域精通度	管理担当者が当該業務に関連する地域の実情に精通しているか

イ 二次評価

評価対象	評価の視点
------	-------

業務の実施方針	
① 制度の理解度	生活困窮者自立支援法における学習支援事業について理解し、包括的な支援が盛り込まれた実施方針となっているか。
② 実施工程	実施方針に基づき、業務を円滑に実施できる工程であるか。
業務の実施手法	
① 講師の配置計画	包括的な支援に対応できる講師が適切に配置される提案となっているか。 また、各講師の研修制度などの専門能力向上の取り組みが設けられているか。
② 実施場所	区域内の地理的状況が考慮された、通所しやすい設置場所であるか。
③ 学習支援及び養育支援の内容	概要仕様書の達成目標が達成できる具体的な学習支援内容の提案となっているか。また、子ども本人と世帯の双方に向けた支援を行うなど、子どもの将来の自立に向けた包括的な養育支援の提案となっているか。
④ 実施方式	概要仕様書の他、子どもの学習環境を踏まえた授業の提案となっているか。
⑤ 広報周知等	本事業の広報周知について効果的な手法の提案となっているか。
⑥ 情報セキュリティ対策	個人情報等の情報セキュリティについて企業等における取組が情報セキュリティ対策として適切な取り組みとなっているか。
独自提案	
独自提案	本業務目的をさらに推進するための効果的な独自提案があるか

8 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備があり提出期間までに修正できなかった場合
- (4) 本要領4に定める参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合
- (5) その他本要領の定めに反した場合
- (6) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合

(3)の不備については、本要領5にある提出書類が全て揃っていない場合や、記載すべき事項の全部又は一部を記載しない場合をいう。なお、提出時

に不備があった際は受理不可であるため、受付は保留とし、期限内に修正ができた場合のみ受理できるものとする。そのため、提出期間及び時間については厳守するよう留意すること。

9 業務委託契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の特定

市は、一定の評価基準を満たしている者を本業務委託契約に係る委託契約候補者として特定するとともに、見積書を徴し業務の詳細内容の協議を実施するものとする。

ただし、下記のいずれかに該当する場合には、委託契約候補者に特定しないことがある。

- ア 予算規模を超えて多数の委託契約候補者がある場合（評価点が上位の者から優先して特定）。
- イ 委託契約候補者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当することとなったとき。
- ウ 委託契約候補者が、沖縄市から業務委託に係る指名停止を受けることとなったとき。
- エ 委託契約候補者が、特定後に本要領 8 に掲げる失格条項に該当して失格となったとき。
- オ 委託契約候補者が、本業務委託契約の締結を辞退したとき。

(2) 業務委託の仕様及び実施条件

- ア 本業務委託の仕様については、別紙の概要仕様書に定めるほか、企画提案書に記載された内容を尊重し、市及び委託契約候補者が協議の上定めるものとする。
- イ 本業務委託の仕様決定にあたり、委託契約候補者に対し業務の具体的な実施手法の提案等を依頼することがある。
- ウ 企画提案書に記載した業務責任者及び管理担当者は、変更できないものとする。ただし、特別な理由により市がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(3) 契約履行

本業務の委託契約は、沖縄市契約規則（昭和 53 年規則第 19 号）によるものとする。また、受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。

ただし、書面により市の承諾を得たときはこの限りでない。

(4) 失格による契約の解除

本業務委託の契約後に、受託者が本要領8に定める失格条項に該当していることを認めた場合には、契約を解除することがある。

10 その他

(1) 本件に係る費用負担

企画提案書等の作成、提出及びプレゼンテーション参加等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。

(2) 書類提出に当たっての留意事項

- ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責を負わない。提出者においては、配達記録郵便の利用又はファックス若しくは電子メールの着信確認を行うなどの対策を講じること。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書は、提出期限までは自由に改変ができるものとする。ただし、改変しようとする場合には、提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ウ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び企画提案書の改変はできないものとする。

(3) 使用言語及び通貨

本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする

(4) 無効となる参加表明書又は企画提案書

提出された参加表明書又は企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。

- ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
- イ 作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- オ 法令または公序良俗に反する内容が記載されているもの

(5) 措置事項

参加表明書、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、指名停止等の措置を行うことがある。

(6) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- イ 提出された参加表明書及び企画提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、記録及び保存を行うものとする。
- ウ 特定された企画提案書のうち業務の実施方針等及びテーマ別企画提案については、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開することがある。

(7) 追加資料

業務責任者及び管理担当者の所有資格、業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

1 1 担当課

沖縄市 健康福祉部 保護管理課 管理係 (担当：高江洲、上原)

〒904 - 8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

電話：098-939-1212 (内線 2151)

FAX：098-934-0707

電子メール：a44kanri@city.okinawa.lg.jp